

第16期第1回島根海区漁業調整委員会

日 時：令和3年6月18日（金）14:00～16:30

場 所：松江市朝日町478番地18 松江テルサ「中会議室」

出席委員の氏名：福田 薫（1番）、樋野 博實（2番）、堀 浩之（3番）、寺本 太
（4番）、南 憲吏（5番）、月森 久樹（7番）、永松 正則（8番）、
渡邊 恭郎（9番）、矢倉 淳（10番）、福島 充（11番）、青山 善一郎
（12番）、梅田 信男（13番）、中東 達夫（14番）、大野 賢三（15番）
欠席委員の氏名：小川 渉（6番）

1. 開 会

（事務局長が開会及び会の成立を宣言）

【事務局長】 おもてに次第と書いてございます資料を御覧ください。これを1枚めくっていただきますと出席者名簿ということで、名簿を御用意しております。この名簿も50音順でございますけれども、本日のお席のほうも50音順に座っていただいております。まず、本日、第1回目の委員会でございますので、その順番に簡単で結構でございますので、自己紹介をお願いいたします。

それでは、青山委員さんからお願いいたします。

【青山委員】 ごめんください。JF恵曇支所の青山でございます。今後ともよろしくお願いたします。

【梅田委員】 こんにちは。益田支所の梅田といたします。今後ともよろしくお願いたします。

【大野委員】 和江支所の大野といたします。よろしくお願いたします。

【月森委員】 失礼します。JFしまね大田支所の和江地区の運営委員長をやっております月森でございます。よろしくお願いたします。

【寺本委員】 美保関支所の寺本太でございます。よろしくお願いたします。

【中東委員】 全国漁業信用基金協会島根支所の常勤の監事をしております中東と申します。よろしくお願いたします。

【永松委員】 失礼いたします。島根大学の法文学部で法律、特に行政法を担当しております永松と申します。どうぞよろしくお願いたします。

【樋野委員】 JFしまねの平田支所の樋野でございます。よろしくお願いたします。

【福島委員】 失礼します。JFしまね浜田支所江津出張所の福島といたします。定置網を
経営しております。よろしくお願いいたします。

【福田委員】 JFしまね平田支所の福田といたします。一本釣りをやっております。よろ
しくお願いいたします。

【堀委員】 大田支所の堀と申します。底びき網をやっております。

【南委員】 島根大学でエスチュアリー研究センターの南と申します。普段は水中生物
の分布推定などを行っております。よろしくお願いいたします。

【矢倉委員】 島根県生協連合会の矢倉でございます。よろしくお願いいたします。

【渡邊委員】 失礼します。浜田で中型まき網をやっております渡邊と申します。よろ
しくお願いします。

【事務局長】 ありがとうございます。

2. 挨拶

【事務局長】 それでは、今回第16期第1回目ということで、知事挨拶が用意されてお
ります。本日は、本田農林水産部長が出席し、代読する予定でしたが、事情により出席
できなくなりました。また、水産の次長についても急遽対応できなくなったという状
況でございます。申し訳ございません。

そういった状況ということで、水産課長の染川のほうから知事挨拶を代読させてい
ただきます。よろしくお願いいたします。

【染川課長】 皆さん、お疲れさまでございます。県庁水産課長の染川と申します。本日
第1回目ということでございまして、知事から挨拶を言づかっておりますので、私の
ほうで代読させていただきたいと思っております。それでは、代読いたします。

第16期最初の島根海区漁業調整委員会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、第16期島根海区漁業調整委員会委員に御就任いただき、厚く御礼申
し上げます。御承知のとおり、海区漁業調整委員会は水面を総合的に利用し、漁業生
産力を発展させることを目的として漁業者などを構成員とし、漁場利用の調整等を行
うために漁業法に基づき設置された行政委員会です。水産政策の改革により、今回委
員の皆様から委員の選出方法が公選制から知事選任制に変わりましたが、資源管理の
中心が漁獲量規制となり、規制の対象となる魚種も増えている方向にある中で、海区
漁業調整委員会の果たす役割は、さらに重要性を増していくと認識しています。具体

的には、委員には県漁業調整規則の改正や漁獲量規制による資源管理の方針など、知事からの諮問に対する答申や、漁具、漁法、操業区域、許可隻数に関する制限などを定めることができる委員会指示といった権限を通じて、多種多様な漁業を総合的に調整し、資源を管理しつつ、全体の漁業生産力を向上させる使命がございます。

さて、最近の漁業を取り巻く環境でございますが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大や不漁などの影響を受け、令和2年の本県の漁業生産額は前年の85%にとどまり、過去5年で最も低く非常に厳しい状況にあります。

一方、県では、令和2年4月に農林水産基本計画を策定し、持続可能な農林水産業、農山漁村の実現に向け、研修から自立、所得向上までの一貫支援などによる沿岸自営漁業の新規就業者の確保やICTの活用や資源管理の推進などによる定置漁業の持続的発展、企業的漁業経営の安定的発展に取り組んでいるところです。県といたしましては、基本計画の着実な推進のためには、海区漁業調整委員会が持つ調整機能によって、資源の維持増大や漁業秩序で維持が図られることが基本であると考えています。島根県では、底びき網、まき網、定置網や一本釣りなど様々な漁業が営まれており、利害関係が対立する場面もあります。

委員の皆様におかれましては、島根県の水産業の厳しい情勢の変化を捉え、英知を絞っていただき、島根県の水産業の健全な発展のために御尽力いただきますことをお願いしまして、挨拶といたします。令和3年6月18日、島根県知事丸山達也。代読、島根県農林水産部水産課課長染川洋。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局長】 ありがとうございました。

それでは、県の関係出席者につきまして、この次第めくった名簿の上から順に自己紹介をお願いしたいと思います。

〔県関係出席者挨拶〕

【事務局長】 ありがとうございました。

3. 委員会規定等説明等

【事務局長】 それでは、次第でいうところの「3. 海区漁業調整委員会について」ということで、資料1というのをお手元に御用意ください。初めて海区委員になられた委員さんもいらっしゃいますので、海区委員会の概要の説明をいたします。この資料1

のほうを使って御説明を申し上げます。これめくっていただきますと、1枚目のところに資料1-1ということで、海区委員会についてまとめたところ、それまためくっていただいて、右肩に資料1-2というのがありますけども、ここに委員の皆様の報酬及び旅費等の費用弁償について記載をしてございます。また、めくっていただくと、海区委員会の関係法令ですとか委員会の規程、こちらのほうずらずらずらっととじてございます。この規程の中には、この島根海区の規程ですとか、この委員会が開催する公聴会の規程それと手続、それと島根県には島根海区と隠岐海区がございまして、その両海区で組織する島根県連合海区の規程というのを載せてございます。さらに、島根海区と山口県の日本海区で組織します島根・山口連合海区の規程、それから鳥取県と連合した鳥取・島根連合海区の規程といったものを添付しております。今回これら全ては御説明いたしませんけども、概要については、担当のほうから説明します。それとあとこの資料ですね、言ってみたらいろんなルールが書いてあるということで、常用としていただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それではすみません、概要について担当のほうから御説明申し上げます。

〔水産課説明〕

【事務局長】 ありがとうございます。

それでは、次に席次を決めたいと思います。先ほど伊藤GLから説明があった資料の10ページに島根海区漁業調整委員会規程というのがございます。それを御覧になっていただいて、第7条のところに、「会議の議席は、くじで定める」となっております。これから事務局職員がくじを持って名簿順に回りますので、それぞれくじを引いていただければと思います。ここで引かれたくじの番号が、次回からの席次となります。よろしく願いいたします。

〔くじ引き〕

【事務局長】 それでは、席次を御報告いたします。1番から御報告いたします。1番：福田委員、2番：樋野委員、3番：堀委員、4番：寺本委員、5番：南委員、6番：小川委員、7番：月森委員、8番：永松委員、9番：渡邊委員、10番：矢倉委員、11番：福島委員、12番：青山委員、13番：梅田委員、14番：中東委員、15番：大野委員、以上でございます。

これで席次が決定いたしました。本来ですと、席を組み替えすべきですけれども、限られた時間でもございますし、混雑いたしますので、本日はこのままの席次で進めさ

せていただきたいと思います。次回からは、先ほども申し上げた席次により名札を並べますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

4. 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選について

【事務局長】 議事の(1)会長及び会長職務代理者の互選についてでございます。

この会長及び会長職務代理につきましても、漁業法第137条第2項及び同施行令第12条第2項により、委員が互選することになっております。そのために、まずは仮の議長を選出して、会長及び職務代理者の選出をしていただきたいと思います。

今までの慣例ですと、事務局から仮議長の案を提出しておりますけれども、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 (異議なしの声)

【事務局長】 ありがとうございます。それでは、事務局から渡邊委員を仮議長とさせて議事を進めたいと考えております。いかがでございますでしょうか。

【委員一同】 (拍手)

【事務局長】 ありがとうございます。そういたしますと、渡邊委員、仮議長席に御移動をよろしくお願いいたします。

【仮議長】 先ほど事務局より御指名いただきました渡邊です。よろしくお願いいたします。至って不慣れではございますが、皆様の絶大なる御協力をよろしくお願いいたします。座って議事を進めさせていただきます。

さて、早速議事に入りたいと思います。

会長及び会長職務代理の互選ということでございます。選出方法については、これまで慣例による同様の方法で選出されているようですので、まず、事務局よりこれまでの方法について説明をお願いします。

【事務局長】 それでは、説明をいたします。これまでの慣例でございますと、漁業者委員の中から経験年数、それから年齢等勘案させていただきまして、出雲部から2名、それから石見部から2名、計4名から成る選考委員をこの場で組織しまして、候補者を選出しておられます。

【仮議長】 分かりました。今事務局より説明がありましたが、今回も同様の方法で選

出したいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

【委員一同】（異議なしの声）

【仮議長】 ありがとうございます。御異議がないとの声がありました。

それでは、説明のあった方法で私のほうから選考委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】（「はい」の声）

【仮議長】 ありがとうございます。それでは、私のほうから選考委員を発表させていただきます。出雲地区から青山委員、樋野委員。石見地区から大野委員、梅田委員。4名の方を推薦したいと思いますが、よろしく願いいたします。

【事務局長】 それでは、よろしいでしょうかね。別室で協議したいと思いますので、先ほど仮議長から御指名のあった選考委員の方は、ちょっと御案内いたしますので別室までよろしく願いいたします。

〔選考委員別室協議〕

【仮議長】 終わったようですので、委員会を再開いたします。

選考委員の方は一括報告よろしく願いします。

【青山委員】 それでは、御報告させていただきます。我々4名で慎重に審議した結果、会長は14番の中東委員さん、会長職務代理者に8番の永松委員さんをお願いしたいと思います。以上でございます。

【仮議長】 ありがとうございます。本委員会の会長として中東委員、会長職務代理として永松委員ということでございますが、この案を本委員会で決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【委員一同】（拍手）

【渡邊仮議長】 ありがとうございます。お二人、中東委員、永松委員ひとつよろしく願いいたします。もう一度、就任されましたお二人に拍手のほうよろしく願いします。

〔拍 手〕

【仮議長】 大変ふつつかな進行でございましたが、以上をもちまして会長、会長職務代理を決定いたしました。御協力のほど厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

【事務局長】 仮議長ありがとうございました。

それでは、新会長に議長席に移ってもらいたいと思います。すみません、中東会長よろしく願いいたします。

それではすみません、新会長一言御挨拶をいただければと思います。

【中東会長】 ただいま島根海区漁業調整委員会の会長として選出をいただきました中東でございます。就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今回は水産政策の改革に伴い、海区漁業調整委員の選出は、これまでの公選制から知事選任制に変わるという非常に大きな制度の改革があつて、最初の委員会ということになります。そういった大きな制度の改革はありましたけれども、この海区漁業調整委員会の重要性はいささかの変わりはなく、漁業法の目的である漁業生産の発展、これを通して、漁業の振興のために引き続き大きな役割を果たしていく必要があると考えております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれ地域や漁業種類、立場は違いますけれども、共に島根県漁業の振興、発展のために建設的な議論をしていただくことをお願いいたします。甚だ簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔拍 手〕

【事務局長】 ありがとうございます。

それでは、職務代理の永松委員に一言お願いできますでしょうか。

【会長職務代理】 失礼いたします。職務代理に選任していただきました永松でございます。簡単に御挨拶させていただきます。

15期に引き続き委員を務めさせていただきますが、最初に知事からいただきました御挨拶、それから事務局のほうで説明いただきました資料1、そして先ほど中東会長から御挨拶いただきましたが、海区漁業調整委員会というのが諮問に対する答申、建議、それから裁定、指示など非常に重要な権限が付与されていて、かつ非常に強い権限が付与されている行政委員会であるということ。それから、漁業法の改正によって、この委員会の役割というのが非常に重要な役割をしているということが、様々な御説明をいただきながら、すごく感じているところでございます。とりわけ、島根県においては、適切な漁業資源の管理によって基幹産業化を図ることが重要な課題であるということ、15期の委員を務める中で私自身認識したところです。このような漁業法等によって本委員会に付与された各種の権限、この権限が公正中立に行使される

ことによって、漁業従事者の皆様、それからステークホルダーの方々、そして県民の皆様信頼されるものになるよう、職務代理として特に法的な観点を含めて責任を果たしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

【事務局長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまより議長による進行に移りたいと思っておりますけれども、冒頭申し上げましたとおり、本日の出席者14名ということで定員の過半数を超えており、本日の委員会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議長に進行をお渡ししたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

【議長】 （議事録署名人として福田委員（1番）、樋野委員（2番）を指名。）

【議長】 それでは、議事に入りたいと思っておりますが、皆様方には議事の円滑な進行についてよろしくお願いいたします。本日は、諮問が4件、協議が1件、報告が3件ということになっております。

（2）連合海区漁業調整委員会委員等の選出について（協議）

【議長】 それでは、（2）の各連合海区及び広域漁業調整委員会委員の選出でございます。これは協議ですね。よろしくお願いいたします。

失礼しました。連合海区及び広域漁業調整委員会の選出ですが、これらの委員選出につきましても、従来は事務局側から原案を作成してもらい、それを基に検討しておりますけれども、そういったやり方でよろしいでしょうか。

【委員一同】 （異議なしの声）

【議長】 異議なしということでございますので、それでは事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局長】 分かりました。ありがとうございます。それではすみません、資料の配付をいたします。

よろしいでしょうか。それでは、資料を御覧になっていただきながら、御説明をさせていただきますと思います。連合海区、あと広域漁業調整委員会の選出案ということでございます。上から島根連合海区、次に島根・鳥取連合海区、次に島根・山口、それから日本海・九州西広域漁業調整委員会というふうに並べております。

まず、2つ目の鳥取・島根連合海区のほう御覧ください。案といたしましては、まず会長である中東委員に5名の中に入っていたいただきたいと思います。それと、鳥取との調整ということになりますので、ほか4名の委員さんにつきましては、要は東の地区の漁業者の方ということで、青山委員、寺本委員、樋野委員、福田委員という形で考えております。それから、もう1つの島根・山口のほうですけれども、こちらについても1名は会長の中東委員。それから、山口ということになりますので、こちらのほうは西のほうの地区の委員の皆様ということで、梅田委員、月森委員、福島委員、渡邊委員にお願いできればなということでございます。それから、戻って一番上の島根連合海区、こちらにつきましては、まず、中東委員に入ってくださいと。それから、会長以外は、出雲、石見から各2名ということで考えておまして、経験年数や年齢を考慮いたしまして、まず、出雲の東部については青山委員、出雲の西部については福田委員、石見の東部について堀委員、石見の西部については渡邊委員というような形でどうかと思っております。それから、日本海・九州西広域漁業調整委員会については、会長の中東委員にお願いしたいと思います。ただ、この日本海・九州西については、島根県から1名ということで、今後隠岐海区のほうの承認を得た上で選出という格好になります。説明については以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、質問や意見がありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議長】 特に意見がないようでしたら、ただいまの委員の方々に各連合海区及び広域漁業調整委員会に臨みたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員一同】 (拍手)

(3) 島根県資源管理方針の変更について (諮問)

(4) まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

【議長】 続きまして、議題の(3)の島根県資源管理方針の変更、それと(4)のまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定、これはいずれも諮問でございますけど、関連して一括して事務局から説明をよろしく申し上げます。

[事務局説明]

【議長】 ただいまの説明につきまして、質問や意見等ございますか。

はい、どうぞ。

【渡邊委員】 TACに関しては、ほとんどが中型まき網、アジ、サバ、イワシがTACにかかっていますので、その中でほとんどの量を隠岐のまき網船団が捕っているというのが現状なんですけど、そのあれで見ると28年度だったですか、サバがTACいっぱいになってどうするかということが起きたことがあります。そのときも、それまで捕った船はいいんですけど、全然西のほうは全く捕ってなくて、中まきのほうでどういう配分にするかということを考えて少しずつもらって漁をしたという経緯がありまして、TACのどのくらいの部分になったときに県のほうから指導というか、今後どういうふうにしたらいのかということをご指導されるのかということをお聞きしたいと思います。

【議長】 イワシのあれですね。今月ですかね、TACの追加配分があったというのがありますので、そこら辺も含めて事務局からお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。国のルールで、県に配分されたTACの消化率が75%を超えたら、あらかじめ決められた計算式に基づいて、追加配分がもらえる可能性があるというルールになっております。その計算した結果、もともと持っている知事管理漁獲量をその計算結果が超えなければ、追加配分はもらえないんですけど、その計算結果で出た今漁期の予測漁獲量が、今持っているTACの総量よりも高く出た場合は、その差額分を追加でもらえるというルールになっております。75%が来た段階でそれが発動するという形になっております。

県から、どのような状況になったら指導するのかということですが、運用指針というのを県のほうで定めておりまして、浮魚類、クロマグロ以外の魚種につきましては、消化率が90%を超えたタイミングで急激な漁獲量の積み上がりを避けるような措置をしたほうがいいですよという助言をさせていただくと。95%を超えたときは、管理措置をなささいという勧告を出すというようなルールになってございます。

【渡邊委員】 ありがとうございます。

【議長】 よろしいですか。

【渡邊委員】 はい。

【議長】 どうぞ。

【月森委員】 ちょっとお伺いするんですが、私はTAC自体には反対しません。ただ、東シナ海で生まれたものが、この沖で大きくなってこの沖で捕ると。そうすると、じ

やあ、東シナ海で産卵する親魚を日本ばかりではなくて韓国、中国の船が捕ってしまうと。他国は、日本のようなTACがあるのか、休漁期間があるのか、そういったことを国際的な枠組みの中で協議をしないと、日本の漁民だけが真面目にこういうことを取り組んでもいかんのじゃないかと私はそう思います。それはTACをすれば、それなりの効果はあるかもしれませんが、国際的な枠組みでやらないと、日本の漁民だけが損をするようなことはあってはならないなと思いますよ。

【議長】 どうですか。

【事務局】 ありがとうございます。もっともな御意見でして、国のほうのTACを決める際の会議の場でも、いろいろな県のいろいろな漁業者から同様の御指摘があるところ。国のほうでも、関係国に対して、働きかけをしっかりとしていきますということを答弁しておられます。ただ、月森委員もTAC管理、資源管理自体には反対はないと言っておられましたけれども、やはりしないわけにはいかないと、するべきものなので、しっかりと日本国の漁業者も取り組んでいきたいと思いますという、それをした上で、各国に対してしっかりと働きかけを水産庁としてもしていきますというようなことになっておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【議長】 よろしいですか。そのほか、質問等ございますか。

【福島委員】 いいですか。

【議長】 はい。どうぞ。

【福島委員】 ちょっと渡邊委員の質問ちょっと付随して確認なんです、このサバあるいはイワシ等々は、県知事に与えられた枠の分配方法としては基本オリンピック方式でいうことで良いですか。

【事務局】 そうですね。中型まき網やその他の漁業に配分された枠を各漁業者さんがどのように利用するかというところは、今はルールがないので、基本的にはオリンピック方式で、早い者勝ちと言ったら悪いですが、そういう状況というのはあります。

【福島委員】 分かりました。

【堀委員】 すみません。

【議長】 どうぞ。

【堀委員】 先ほどの質問ですけれども、島根海区と隠岐海区に分かれているけれども、この海区で何とか調整いうものは県でつかないんですかね。最初言われた渡邊さんが

一番危惧されていたのはそこだと思うんですけど。

【事務局】 制度的には、ルールをつくれれば可能といえれば可能です。今現状そういったことは検討していませんが、必要があれば手続を踏んで、後に説明しますけれども、クロマグロでは本土と隠岐でミシン目を設けて管理しておりますので、アジ、サバ、イワシも過去の実績に基づいて本土側と隠岐郡の船団とで分けることは技術的には可能だと思います。県としては、今そこまでの必要性はないのかなと思ってやっていないところですけど、またそのあたりは関係漁業者の方々と相談、議論をして、必要があればそういった手続を踏むことはできると思います。

【議長】 はい、どうぞ。

【堀委員】 十分に議論していただいて、なるべく進めるようにお願いしたいですけど、それが島根県の漁業の発展の第一歩になると思います。

【議長】 今そういった意見がありましたので、漁業者側からの貴重な意見だということ踏まえて、しかし、今すぐとは言わんけれど、少し前向きにそういった方向もちょっと考えていただけますかね。

【水産課】 今の話につきましては、中型まき網漁業に配分された数値なので、まずは、中型まき網漁業の団体の中で話をして、どうするかというのを決めていくのかなと考えております。今こういう話がありましたよということは、中型まき網漁業の団体のほうに事務局のほうから伝えさせていただきたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。よろしいですか。取りあえず。

【堀委員】 はい。

【議長】 そのほか、ございますでしょうか。

【議長】 ちょっと確認なんですけれど、このたび資源管理方針の変更で、新しい制度になって、最初の公表は昨年12月にあつて、その後魚種の追加ということで3月にあつて、このたびサバ、ゴマサバということになりますけど、資源管理方針の対象魚種としてはこれで一巡というか、完成いうのはおかしいけど、そういうことで一旦はよろしいですかね。

【事務局】 そのとおりでございます。一応今島根県でTAC管理する魚種についてはこれで一通りそろいましたので、以降は数量の諮問はありますけど、方針に関する諮問は、書きぶりの変更とかがない限りは、無い予定です。

【議長】 はい。ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 そのほかないようでしたら、本案について異議のない旨、答申してよろしいか伺います。よろしいですか。

【委員一同】（「はい」の声）

【議長】 それでは、本件に関わる知事の諮問につきまして、異議のない旨の答申をすることといたします。

（5）まいわしの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

（6）くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

【議長】 続きまして、議題の5まいわしの知事管理漁獲量の変更と6番目のくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更ということで、これら両方とも報告ですね。

〔事務局説明〕

【議長】 ただいまの説明につきまして、御質問ありましたらお願いします。

【渡邊委員】 すみません。

【議長】 はい。

【渡邊委員】 中型まき網ではマグロは捕ってはいけない魚種なんですけど、過去に違法に捕ったわけではないんですけど、混獲してヨコワマグロが入ってそれを処理するときに、きちっとした処理をしなくて海に放流して、それが保安部に捕まったっていう、指導を受けたっていうことがあって、そういう量っていうのはどこかにカウントされて、それがどれかにこう被害を与えるっていうか、その量だけ少なくなっていくことが、カウントされるのですよね。もし、そういうことがあればお願いします。

【事務局】 出荷が無くとも一度陸揚げされた場合は、その他の漁業の枠で処理するというか、そちらに計上する。ルール上はそういう形になっております。

【渡邊委員】 ほかの漁業に負担をかけるっていうことはないのでしょうか。

【事務局】 その他の漁業の枠というのは非常に少ないので、それを超えてくると、県の留保枠で対応することになります。

【渡邊委員】 全体にやっぱりかかってくる。

【事務局】 そうです。県で管理する枠の数字の中に入ってくるので、適正に生きた状態で放流するというのに努めていただきたいと思います。

【渡邊委員】 やはり注意をして操業しないといけないということですね。

【議 長】 よろしいですか。

【渡邊委員】 はい。

【議 長】 はい、どうぞ。

【福島委員】 大型まき網の大臣許可のほうの枠は毎年漁獲枠いっぱいまで取られているのか、もしもその枠が例えば境港とか、マグロ捕る大型まき網なんかは、もうじき漁期が終わりますよね。その時点で割り振り方もどうなっているのか。日本全国が、それも私は分かりませんが、その辺りでもし枠が残っとるようであれば、例えば、今言われた渡邊さんのように中型まき網なんかも混獲して、やはりそれを少しでも水揚げすれば、漁業者も潤いますし、捕られた魚も有効利用というようなことになると思うんですよ。その辺は国のほうのことは分かりますか。

【水産課】 基本的には、TACを守ることが重要ですよということです。ですので、例えば島根県に枠が来て、これを超えそうになったから枠をくれているのは、そもそもその考え方からしてちょっとおかしいところがあります。ただ、日本全国を見ると、漁場の形成が偏るっていうのは多々あるわけですから、そういうときのために国が留保枠を持っていて対応できる形にはなっております。今お話があった中の大臣許可漁業で枠が余っているじゃないかというようなことがあると、クロマグロの場合は国のほうが枠の融通してくれるという調査が来て、欲しいですと手を挙げて相手方もいいよって言うと枠をくれたりします。だから、例えば島根県で枠が余っているようだったら、出してあげるというような形で、その辺の調整をクロマグロのほうは特に国のほうでやってくれているので、枠が余っていればもらえるという可能性はあります。以上です。

【渡邊委員】 幾ら枠があっても、中型まき網はマグロを捕ってはいけないっていうのは規則で決まっていて、分かっていますので。

【水産課】 よろしくお願ひします。昔、クロマグロの規制が始まったときに、中型のまき網さんで捕られたことがありました。大分私もお願いして、捕らないでくださいということで、それからもう中型まき網さんは捕らないようにということでかなり協力してもらっている、そういうふうに思っています。ただ、やはりクロマグロの餌がアジ、サバ、イワシになるので、アジ、サバ、イワシをまくとクロマグロがどうしても入ってしまうという状況はありましたということでした。そういったところもでき

るだけ放流してくださいとお願いして、今この中型まき網が捕らない状況になっているというふうに思います。

【議長】 その他、ございますですか。

【青山委員】 はい。

【議長】 はい、どうぞ。

【青山委員】 すみません。TACのサバ、イワシ、マグロと終わるまでちょっと黙っておこうかと思ったんですが、そもそもそのマイワシ、サバその総量ですね、捕っている。あれはどうやってカウントされるんですか。つまり、クロマグロなんかは定置網では、厳密に量って積算されると。何グラムまで出るということですね。何百グラム。まあまあ百グラム単位で管理しているところ、イワシでは百トン未満は切捨てって、何ですかねそれはという気持ちになる。今回、イワシなんかは2万トンが3万トンに増えましたよね。まあ漁場の形成があって、緊急的なんですって、50%も増えますが。福島委員が今おっしゃったのは、どこかから引っ張ってこれんかい、自分やつも放流するとえらいけん。このマグロの件に関しては、もう何遍あそこの伊藤さんと話しましたが、私も、やおにやおに話しちょうつもりですけど。同じTACで、いや普通に聞けばですよ、同じTACで片方は何だ1.5倍に増えたりする。これは何かい。何ぼ増えたですか、全国のこともある、世界的なこともありますということでおっしゃられますが。何だ弱い者がこらえちよって大きな者は幅利かせちょうやな気がしますかね。まあ、カウントの仕方教えてください。混獲なんかはカウントするんですね、イワシも。どうやって量られるんですか。私1回聞いてみにゃいけん。

【事務局】 県のほうで集計しているのは、漁協さんの市場から報告をいただいた数量になります。

【青山委員】 報告量ですよ。沖から。

【事務局】 境港……

【青山委員】 ああ。船からじゃなくて。

【事務局】 境港がメインです。例えば浜田なんかは多分魚種の選別しっかりしてやっておられると思いますけど、境港ですとスケール売りなので、どうしてもどこまで厳密かと言われたら難しいところがあるかとは思いますが。

【青山委員】 恵曇の冷蔵庫にアジ主体が何トンとかあるけど、あれイワシもものすごい混じってますがね。あれはカウントされないんですか。

【事務局】 混獲度合いで、混じりが20%ぐらいであればその割合で計上されています。

【青山委員】 いや、ごめんなさい。私が何が言いたいかというと、マグロは百グラム単位まで量る。イワシは、割合で計ってほしい50%って。何か公平じゃないやな気がして。何のためにTACがあるんですかね。将来持続可能な漁法をやるわけですよ。私は、イワシが捕れ過ぎたら、ストップしてほしいと思ってますよ。ほかのもん捕らっ
しやい。

【事務局】 今の追加配分のお話……

【青山委員】 まあまあいろんな意味で、相対的な意味ですよ。今はそういう制度で仕方がないっていうのは分かってます。でも、皆さん大方の見識のある方が思うのはそういうことなんです。ふっとここは増えて、イワシの。サバは少ないですからね。恐らく目標値いかないでしょう。皆さん分かっちゃう。海出て汗かいちゃいますもん。私も沖出て今日帰って来ましたが、ヨコワが混じっちゃうましたが出せません。放流しました。死んじゃうでしょうけど。議事録のことがあるけんあんまり大きい声で言えませんがね。だから、待って自分とこの地先、自分とこの前で商売するのが定置網だったり一本釣りさん。そういう方は、そこに来るのを待たられるわけですよ。どこまでも追いかけて、さあイワシが捕れ過ぎた、まだ捕れるけん、ほんな枠ごせ、50%、やらもっと捕れやもっと捕れ。片やそういうふうに見えるっていうことですよ、私は。えらい融通が利くもんだなと思って。

【水産課】 分かりました。今のお話なんですけど……。

【青山委員】 ちょっとは考えてくださいというだけのことです。

【水産課】 国の総量で管理するという制度は同じなんです。あとは、国の留保枠をたくさん取っておくのか、それとも、クロマグロのようにもう最初に皆さんに配ってしまっ、国の留保枠がないよっていう状態になっているのかどちらかなんですよ。

【青山委員】 伊藤さん、その議論すると、そもそも国が取ってきた枠が少ないけん、こうなっちゃう。大型に配分する枠が少ないけんこうなっちゃうのは、あんたと何年前にやったがね。もう、それはもういいけん。

【水産課】 分かりました。私が言いたいのは、イワシは追加配分がばんばん来るじゃないか、クロマグロは来ないじゃないかっていうのは、そうではなくて、イワシの場合は、国にTAC全体の30%の留保枠を、国の枠のうちの30%、3割を留保枠として取っているからなんです。クロマグロの場合は、もうほとんど留保枠はなくて、

最初に各県とか、大中とかに配ってます。そこの違いがあつて、追加配分があるのかないのかが決まっていますというところです。

【青山委員】 TACの数量ちゅうのは、その前年度漁獲量のその数値によっては、上がって行って下がったりするわけですよ。

【事務局】 はい。

【青山委員】 ねえ。今年イワシがようけ捕れて漁獲量がぐっと上がれば、TACも来年で上がりますよね。留保枠は。マグロはどげですかね。おらやちゃ放流したやちゃ、いわゆる資源量に入らんですかね。放流したやつは。

いわゆるその来年のTACの量は増えていかんですか。

【事務局】 イワシについて言いますと、一応3年ごとなんです。3年毎に配分シェアの見直しがかかるので、来年大きく上がるかと言ったら資源評価の結果次第です。

【青山委員】 マグロは上がりますか。ここ近年ずっと捕れてますよ。

放流した数、報告してます。

【事務局】 よく御存じだと思うんですけど、マグロは国が国際的枠組みの中でやっているんで（説明の途中）

【青山委員】 いやいやだから、水産庁の人はそげして決めたはええが、俺やちにそげしてね。まあ、あなたたちも被害者だと思うよ。中間管理職みたいな感じでね。

この話は、もうずっと晩まで話できるけど、ただ、イワシの分見ると、枠を増やしてあれしてまた融通利かす、はあ、おらやちゃ、よう給料が払ええかいなと思って。こげにマグロの場合。

すみません、マグロが出たら興奮してしまいました。もう、ようございます。

【議長】 どうしても、マグロになると皆さんいろいろ苦労しとられるんで、ついろいろ意見が出るとは思いますけど、まあ今日は意見として、ということよろしいですか。

【青山委員】 TACの話が出たもんで。ようございますけん。

【議長】 その他、ございますか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 それでは、ただいま報告でございますので、これで終わりたいと思います。

(7) 知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）

【議長】 続きまして、(7) 番目の議題ですが、知事許可漁業の制限措置を定めること、これは諮問でございますが、事務局から説明よろしくをお願いします。

〔事務局説明〕

【議長】 よろしいですか。それでは、ただいまの説明につきまして、意見、質問等ありましたら、よろしくをお願いします。

【渡邊委員】 すみません。

【議長】 どうぞ。

【渡邊委員】 ナマコ漁業ですけど、前の海区の時ちょっと言ったんですけど、湾の中で操業することが結構多いんですね、浜田の場合。県のほうからもできるだけほかの船が通行に支障がないように注意しますっていうことでしたけど、事故は別に今までないですよ。

【事務局】 ありません。

【渡邊委員】 あれは、潜って捕るんですかね。上から突いて捕る。

【事務局】 浜田では潜って。

【渡邊委員】 浜田は潜ってるんですか。

【事務局】 ということが多い。

【渡邊委員】 じゃあ、ちゃんと旗を立ててやっているということですね。分かりました。

【議長】 よろしいですか。

【渡邊委員】 はい。

【議長】 そのほかございますか。

【委員一同】 （意見等無し）

【議長】 それでは、ないようでございますので、本案について異議のない旨、答申してよろしいか伺います。よろしいですか。

【委員一同】 （「はい」の声）

【議長】 それでは、本件に関わる知事の諮問につきまして、異議のない旨の答申をすることといたします。

(8) 許可等の審査基準の制定について（諮問）

【議長】 続きまして、8 番目ですが、許可等の審査基準の制定、諮問でございます。

よろしく申し上げます。

〔事務局説明〕

【議長】 それでは、ただいまの説明につきまして、質問等ございますか。

【渡邊委員】 すみません、度々。

【議長】 どうぞ。

【渡邊委員】 ちょうど今、浜田でまき網はうちだけが操業しているんですけど、たまたま休漁してる船があつて。浜田市としては、できるだけまき網を残したいということで、誰かまき網をやる人がいれば、浜田市ができるだけ支援をしたいっていう要望があるんですけど、その場合、今説明があつたような許可はどういうふうに継承っていうか、次やる人は申請すればいいんですかね。

【事務局】 幾つか手段はあるのですが、中型まき網漁は、人と船に対して許可をしているものですから、承継をする規程というものは、規則の中に入りますので、渡したいという方がいらっしゃれば、その方に承継をすることはできるようになっています。

別のやり方としては、今回の基準が登場するんですけども、新たに新規許可を公示して1隻募ったときには、誰からでも申請ができるようなことになります。ですから、今回のこのふるいになるべく上に当たるような方であれば許可をより確実に受けられるような仕組みになっています。狙った方に渡したいということであれば、それはもう安心してできる規定がありますので、そこはそちらを使っただけで間違いはないかなと思っています。

【渡邊委員】 やっぱりそのときの要件として、船員がそろつとるとか、船がそろつているとかっていう、本船が許可船ということもありますので、そこら辺がきちっとそろつてないとまずいですよね。それは基本で。

【事務局】 そうですね。申請していただく書類の中には、乗組員であつたり、船のこともありますが、起業の認可という仕組みがありまして、船が整っていない状態の時には、その認可を受けている状態にすることで、それに基づいて、船が整ったときに許可を受けられるような、準許可状態が制度として存在しますので、そういったところもうまく活用していただければと思います。はい。

【渡邊委員】 はい。分かりました。

【議長】 実際に漁業を引き継ぐ人が現れそうだという場合は、いろいろ手を尽くして方法があるということですので、実際にあれです。どうですかね。

【渡邊委員】 なかなか難しいと。人の問題が一番で、そこら辺がクリアできないとなかなか次やる人っていうのは見つからないと思いますけど。なかなか難しい問題がありますので、市としては全面的な協力をするので、市長さんが特に。もう1か統まき網を残したいっていう考えはあるみたいです。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。そのほか御質問等ございますか。

ないようでしたら、本案について、異議のない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

【委員一同】（「はい」の声）

【議長】 それでは、本件に関わる知事の諮問に対して、異議のない答申をすることといたします。

(9) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

【議長】 議題はあと報告がありますね。9番目の日本海・九州西広域漁業調整委員会指示、これは報告ですけど、よろしくお願いします。

〔事務局説明〕

【議長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、質問等ございますか。

【議長】 クロマグロの最後のカラーでポスターみたいなやつがありますが、これはもう水産庁から配布があるんですか。これどこまで、例えば釣り具屋さんとかそういうところに配布するようなもんですか。

【事務局】 水産庁から、ポスターにしたものを送りますと言われていましたが、まだ届いていない状況です。電子データはありましたので、それを印刷したものを遊漁船業者さんにお配りしています。またポスターが届きましたら、目につくところに配布する等協力できる範囲でしたいとは思っております。

【議長】 そのほかございますか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 ございませんようでしたら……。

【寺本委員】 よろしいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【寺本委員】 鳥取海区との取決め事項について、具体的な引継ぎがなかったものですか、取決めしている事項があれば、また教えてもらいたいですけど。

【事務局】 確認してまた個別にお話しさせていただきたいと思います。

【議 長】 後日、調査して個別に報告するということですね。

【事務局】 はい。

【議 長】 はい、分かりました。よろしくお願いします。

そのほかありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

5. その他

【議 長】 以上で用意した議題は終わっておりますけれど、その他今のジャンルに関わらず、これは聞いておきたいというようなことがありましたら、お願いします。

【寺本委員】 よろしいですか。

【議 長】 どうぞ。

【寺本委員】 一本釣り関係で、灯火規制があると思うんですけど、大型船の19トン船なんか54灯つけてるんですね。真っ昼間なんですけど。隠岐と本土との間の灯火規制があると思うんですけど、そこら辺の取締り関係は、電話してそれから動いてもらう格好ですかね。それとも、週に2日、3日ぐらいせいふうが走り回ってチェックするか、ああいうのはどうなってますかね。

【事務局】 今の灯火規制のお話は、いか釣りのお話。

【寺本委員】 私は、いか釣りなんですけど。

【事務局】 いか釣のお話とすることによろしいでしょうか。

【寺本委員】 はい。一本釣りの代表として。ちょっと出てみました。

【事務局】 取締りについては、県の取締り船と、あと海上保安庁と、水産庁の取締り船、この3つが独自で取締りを行っておりますと。もし、そういう違反があるということでしたら、島根県のほうに言っていただければ、うちのほうでも対応させていただきますし、海保に取り締まってよということであれば、海保のほうに言っていただければというふうに思います。県の取締りについては、ほぼ毎日取締りを行っております。ただ、船は1隻しかありませんので、隠岐に行ったり、出雲のほうに行ったり、浜田に行ったりして、順繰り順繰り回りながらやっています。具体的な情報をいただきましたら、うちのほうでも、中で相談して取締りの強化みたいなところも考えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【寺本委員】 はい。夜なもんですから、今晚物すごいついとったよって言って次の日に

報告したら、またすぐ動いてもらうような格好にしてもらわないと、そのうちの晩じやちょっと無理なものですから、よろしくお願いします。

【議長】 よろしいですか。そのほかございますか。

【委員一同】（意見等無し）

【議長】 そうしますと、以上で全て協議事項が終了しましたが、その他として事務局から連絡事項等ございますか。

【事務局】 その他として、再度資料の5と書いてある資料の最後のところ、「資源管理ロードマップに係る説明会の開催に係る日程調整等のお願いについて」という文書をつけさせていただいております。これは、水産庁が開催した都道府県の担当者に対する会議の資料ですけれども、水産庁から、TACの対象魚種を拡大したいと考えていますよという方針が示されておりまして、そのことについて、浜を回って漁業者の皆様丁寧に説明したいので、そのための場を設けてくださいという依頼が水産庁から都道府県に入ってきているというところです。これを受けて、島根県としても、ぜひ開催してほしいということで、今年の7月に開催したいと思って日程調整をしかけていたのですが、ちょうどコロナの第三波で島根県の感染者数が増えている時期に当たってしまいましたので、一旦調整を中断して、仕切り直しをしているところです。また、具体化してきましたら、皆様に情報提供させていただきますので、会議への出席であったり、浜の皆様への声かけであったりについて御協力お願いしたいというところでございます。水産庁が示した今後の魚種拡大に関するスケジュール感みたいなものが、このロードマップという形でA3の資料でつけておりますので、そちらも御参考に御覧いただければと思います。これから調整しますので、またよろしくお願いしますという情報提供でございます。

【事務局長】 すみません。それと最後、事務局からも一つ。次回の海区の開催ですけれども、年内に開催する必要がございます。めどとしては12月頃なのかなと思っております。今日は、サバをやりましたけれども、次回、マアジとかマイワシのTACに関する諮問等をやらせていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長】 よろしいですか。その他、ないですね。それではあと、せっかくの機会でするので、あと質問等がありましたら。

【南委員】 すみません。

【議 長】 どうぞ。

【南 委 員】 先ほどのその他のことで少しお伺いしたいんですけども、水産庁が進められるTACの拡大に関して、各県システムというか、構築段階にいろいろ関わられている県がたくさんあると思うんですけども、島根県に関してはどういう関わり方を現在されている。

【事 務 局】 TACの報告についてでしょうか。

【南 委 員】 いえ、ではなくて、例えばこの資源評価対象魚種を200種に拡大するということで、評価方法であったりとか、データの転送方法であったりとか、そういう技術的のところも運用を進められていると事業であるというふうにお伺いはしているんですけども。

【事 務 局】 報告方法とかでは無くて。

【南 委 員】 スマート水産化事業であったりとか、資源評価魚種の追加とかっていうのは、水産庁さんのほうでやられてるとお思いますけども。

【沿岸漁業振興課】 すみません。沿岸漁業振興課の石橋です。ちょっと的確な答えが分かりませんが、一応スマート漁業の国の事業について、今活用を検討してまして、その内容というのが、漁獲成績報告書を国にデジタルで報告するような形で、一応そういう事業がありまして、それで今、実は島根県のほう、漁協さんのデータっていうのが試験場のほうに一応集まるようになってまして、そこから国にちょっと報告する方法っていうのはちょっとなくて、そういったシステムをできるかどうかっていうのは、今、今年度、検討している段階でして、それとあと言われた評価の方法とかに関しては、県の水産技術センターと県の、国の機関ですね、とやり取りしながら、県でどの程度試験できるかとか、今そういう段階に入っている状況でございます。

【南 委 員】 はい。ありがとうございました。

【議 長】 よろしいですか。

【南 委 員】 はい。

【議 長】 そのほかありますでしょうか。

【委員一同】 (意見等無し)

【議 長】 では、ないようですので、本日の委員会以上で終了してよろしいでしょうか。

【委員一同】 (「はい」の声)

6. 閉 会

【議 長】（閉会を宣言 16：30）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部水産課	課 長	染川 洋
	グループリーダー	伊藤博理
	主任技師	平松大介
農林水産部沿岸漁業振興課	グループリーダー	石橋茂人
東部農林水産振興センター	水産部長	道根 淳
	水産課長	爲石雄司
	主 任	富田賢司
西部農林水産振興センター	水産部長	小谷孝治
	水産課長	曾田一志
	企画員	齋藤寛之
水産技術センター	所 長	川島隆寿
島根海区漁業調整委員会	事務局長	原 修一
	主任書記	渡邊朋英
	書 記	岡本 渉

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和3年6月18日

議 長 中東 達夫

議事録署名者 福田 薫

議事録署名者 樋野 博實